

平成20年2月26日
社会保険庁

1430万件、36万件的旧台帳の転記作業における外国籍の派遣労働者問題への対応状況

1. 経緯

- 「1430万件」^(注1)及び「36万件」^(注2)の旧台帳（マイクロフィルム）の転記作業において、昨年12月19日、（株）フルキャストから派遣された中華人民共和国の国籍を含む外国籍を有する派遣労働者が行った作業内容が適切に行われていないことが判明したため、（株）フルキャストに対し、この作業について適性を有する者への交代を申し入れた結果、外国籍を有する派遣労働者の転記作業は取り止められた^(注3)。
- 当該適性を欠く派遣労働者が転記したものについては、他の適性を有する派遣労働者によって必要な補正作業が行われている。

2. 今後

- 当該適性を欠く派遣労働者の派遣に係る経費については、支払いを行わないこととする。
- 今後、派遣労働者を活用して作業を実施する場合には、その作業の内容等を踏まえ、必要な適性を有する者が派遣されるよう、派遣元に対する説明を徹底するなど、適正な実施に努めてまいりたい。

(注1) 昭和29年4月1日以前に資格取得し、同日前に喪失し、昭和34年3月31日まで再取得していない者の厚生年金保険の被保険者台帳で、マイクロフィルム化して管理しているもの

(注2) 昭和25年4月1日以前に資格喪失していた者の船員保険の被保険者台帳で、マイクロフィルム化して管理しているもの

(注3) 転記作業に従事した外国籍の派遣労働者は、88名（平成19年12月10日～14日及び17日～20日午前）